

海外企業グループ買収後の再編に関する課税関係及び留意点

PwC 税理士法人 公認会計士・税理士 | 塩田 英樹

QUESTION

英国持株会社を清算するための再編行為

弊社（A社、3月決算法人）は、英国持株会社（12月決算法人）を親会社とする海外グループを2年前に1,000で買収しました（下記〔取引図〕の①を参照）。

弊社では、オランダに欧州の地域統括持株会社があるため、資本関係を整理する目的でB社を当該オランダの持株会社に2018年4月に売却した上で、英国持株

会社を清算することを計画しています（〔取引図〕の②と③を参照）。

この場合の一連の再編行為に関する課税関係及び留意点について教えてください。

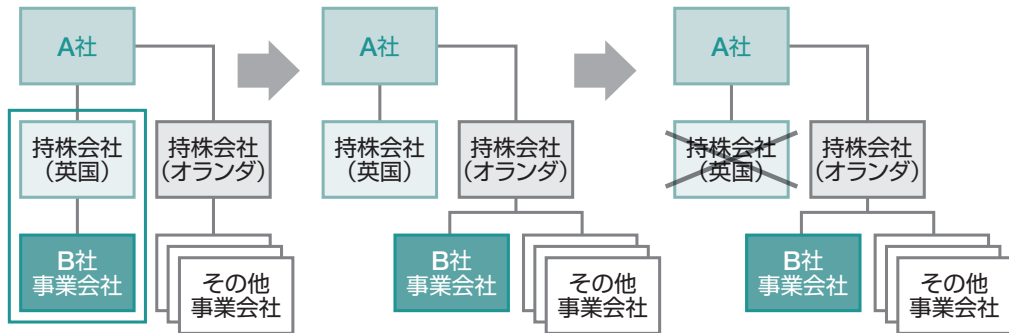
なお、各社の簿価情報は下記〔各社の資産状況の前提〕の通りです。英国持株会社は純粋持株会社で、子会社の管理活動等は行っていません。

〔取引図〕

① 英国持株会社を1,000で買収

② 英国持株会社はB社株式をオランダ持株会社に1,000で売却

③ 英国持株会社を清算



〔各社の資産状況の前提〕

・ A社における英国持株会社株式の簿価：1,000

英国持株会社（B社株式売却前）貸借対照表

科目	簿価	科目	簿価
子会社株式	100	資本金	100

英国持株会社（B社株式売却後）貸借対照表

科目	簿価	科目	簿価
現金	1,000	資本金	100
		利益剰余金	900

B社 貸借対照表

科目	簿価	科目	簿価
諸資産	700	諸負債	200
		資本金	100
		利益剰余金	400

参考

法法23の2、24
 61の2①一・⑱
 法令23①四
 119の9
 措法66の6①②
 66の8②④一
 措令39の15
 Substantial Share-
 holding Exemption,
 The Capital Gains
 Act 1992 Schedule
 7AC

A I 課税関係

国外の子会社が株式の売却や清算を行った場合には、当該関係会社の現地での課

税関係及び親会社である日本法人の日本の法人税の課税関係を検討する必要があります。以下、それぞれの観点から回答させていただきます。

きます。

1 英国持株会社のB社株式のオランダ持株会社への売却

(1) 英国持株会社のB社株式の売却に係る英国における課税関係

英国においては、10%以上の持分、12か月継続保有要件や出資先の事業要件等の一定の要件を満たせば、株式譲渡益については課税が生じません (Substantial Shareholding Exemption, The Capital Gains Act 1992 Schedule 7AC)。

(2) 英国持株会社のB社株式の売却に係るA社における課税関係

英国持株会社は、内国法人であるA社に支配されていること、適用除外基準を満たさないこと、また英国法人税率が20%を下回っていることから、外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策税制) における特定外国子会社等に該当し、課税対象金額をA社の所得の額とみなして、英国持株会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む親会社の事業年度、すなわちA社の2019年3月期の所得の計算上益金に算入されます (措法66の6①②)。

課税対象金額は、現地で非課税となっている所得も含め課税されることになるため、上記(1)の株式譲渡益である900 (1,000 - 100) がA社の所得として、約30%で日本の法人税が課税されます (措令39の15)。なお、タックスヘイブン対策税制は2017年度税制改正により改正が行われていますが、新制度の適用は特定外国子会社等の2018年4月1日以後開始する事業年度 (本件の場合は英国持株会社の2019年12月期から) に適用されることになりますので、本事例においては旧タックスヘイブン対策制度による検討を行っています。

2 英国持株会社の清算

(1) 英国持株会社の英国における課税関係

英国持株会社の清算では、当該持株会社は残余財産として現金1,000をA社に分配することになりますが、その際には英国において課税は生じません。

(2) 残余財産の分配を受けたA社での課税関係

英国持株会社の解散による残余財産の現金1,000の分配は、日本の法人税法上みなし配当及び株式譲渡事由に該当します (法法24、61の2)。

ここで、みなし配当金額は、「交付された金銭の額 - 残余財産分配の直前の資本金等 (1,000 - 100 = 900)」で計算され (法法24①四、法令23①四)、当該みなし配当は外国子会社からの配当とされます。外国子会社からの配当については、通常95%が益金不算入となります (法法23の2)、当該残余財産分配があった事業年度において、上述のタックスヘイブン対策税制による合算所得が生じるため、みなし配当の全額が益金不算入となります (措法66の8②④一)。

株式譲渡に関する譲渡損益については、「株式譲渡対価 - みなし配当 - 株式簿価 (1,000 - 900 - 1,000 = ▲900)」で計算され (法法61の2①一・⑱、法令119の9)、譲渡損が900認識されます。

A社における税務上の仕訳は、以下の通りです。

[A社での税務上の仕訳]			
借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	1,000	英国持株会社株式	1,000
株式譲渡損	900	みなし配当 (全額益金不算入)	900

3 結論

以上より、A社においては、前記1(2)で生

塩田 英樹

SHIOTA hideki
公認会計士・税理士。
PwC税理士法人 大阪事務所 国際税務アドバ
イザリグループ所属。
大手監査法人を経て
PwC税理士法人に入社。
国内及び海外企業買収、組織再編、タックスヘイブン対策税制など国際税務の分野を中心に幅広く日本企業を支援している。
2014年より2017年8月までPwC英国のロンドン事務所に出向し、日系企業の英国を含む欧州への海外進出を支援クロスボーダー再編、移転価格、付加価値税等と幅広く業務提供。

CASE 4 海外企業グループ買収後の再編に関する課税関係及び留意点

じたタックスヘイブン対策税制による合算所得900と、2(2)で認識される株式譲渡損失900とが相殺されて、課税所得への影響はないこととなります。

II 実務上の弊害及び留意事項

1 外国関係会社の日本税務上の資本金等の引き直し計算

ご質問のケースでは、タックスヘイブン対策税制による合算税制と株式譲渡損失がうまく相殺されるケースでしたが、持株会社の清算時にA社において株式譲渡損失がどの程度認識されるかは、2(2)の計算式にある通り、持株会社の資本金等の額によります。この資本金等とは、あくまで日本の税務上の概念であるため、海外子会社の会計数値をベースに日本の税務上の取扱いに引き直して計算を行う必要があります。

この点、実務上は買収時に取得した時点で持株会社の会計上の資本金の額が大きくなっており、譲渡損失が認識できないケースや、過去の組織再編や欠損填補等の調整を行う等の引き直しが困難なケースもあるために留意が必要です。

2 合算所得及び株式譲渡損益の認識時期

また、A社において所得合算が生じる時期は、上述の通り特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む事業年度とされています(措法66の6①)。一方、株式譲渡損失の認識は、外国子会社の清算の時期になりますので、1の株式売却と2の清算のタイミングについては留意が必要です。

3 平成30年度の税制改正

平成30年度の税制改正において、事業再編を活性化させるため、以下のような一定の条件を満たす場合には、特定外国関係会社等の

株式譲渡益を適用対象金額から控除することが予定されています。本改正は、上述のような実務上の弊害を排除することで企業買収後の事業再編を活性化することが目的とされているため、条件に当てはまるケースにおいては、合算所得が生じないような取扱いが今後可能になることが想定されています。

ただし、本稿の執筆時点現在において、具体的にどのようなケースが除外されるケースになるのか定かではないため、今後公表される法令及び通達等を確認する必要があります。例えば上述の事例のような、合算所得と株式譲渡損失が相殺されるような場合には、本制度は適用できない可能性があるため十分に留意が必要です。

〔控除が適用される要件〕

対象法人：特定外国関係会社等（特定外国関係会社又は対象外国関係会社）^(注1)

譲渡方法：特定外国関係会社等が外国関係会社に該当することとなった外国法人の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書に基づいて譲渡

譲渡期間：特定関係発生日^(注2)から2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度^(注3)

譲渡対象株式等：外国関係会社（特定外国関係会社等に該当するものを除く）の株式等で特定関係発生日に有するもの

譲受け法人：特定外国関係会社等に係る内国法人又は他の外国関係会社（特定外国関係会社等に該当するものを除く）

譲渡後の要件：その譲渡の日から2年以内に特定外国関係会社等の解散等が見込まれること

(注1) 一定の内国法人が株主等である特定外国関係会社又は対象外国関係会社を除く。

CASE 4 海外企業グループ買収後の再編に関する課税関係及び留意点

(注2) 居住者等株主等による特定外国関係会社等に係る直接・間接の株式保有割合等が50%を超えることとなった場合における当該超えることとなった日

(注3) 特定外国関係会社等の2018年4月1日か

ら2020年3月31日までの間に開始する各事業年度については、特定関係発生日から5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度とする。

コメント

企業買収では、売主との交渉等の制約があるため、必ずしも理想的な形で買収できるわけではありません。そのため、買収後の事業再編(Post Merger Integration “PMI”)は、買収後の事業運営を効率的かつ効果的に行うためにも、非常に重要な課題となります。ご質問の事例においても、買収時にオランダ持株会社がB社を直接取得しておけば、本件のような再編は必要ありませんでしたが、そうできない理由があったものと推察します。

特に海外企業グループの買収では、買収

前の株主のもとでは効率的な資本ストラクチャーであっても、日本法人が株主となることで、タックスヘイブン対策税制や源泉税等の観点から非効率なものになってしまうケースが多く見受けられます。しかし、海外での資本関係を変更する場合には、現地での課税関係のみならず、日本での課税関係も検討する必要があり、上述の通り実務上の取扱いが難しい点もあるため、買収時に買収後の再編工程や費用も見据えた上で、検討することが重要です。

●初心者のためのナビシリーズ第3弾！

即戦力への最短ルート 消費税ナビ



あいわ税理士法人 編

A5判・164頁

定価 1,836円 (税込)

- ◇本書は、本来は現場での経験を積むことでしか得られなかった情報を先取りして解決に結びつくように解説します。
- ◇新人時代に任せられることが多いと思われる項目については「じっくり深く」、もう少し経験を積んだ後に必要となる項目については「ざっくりと軽く」選別しながら解説しています。

お問い合わせ・お申し込みは

税務研究会 お客さまサービスセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング
TEL 03(6777)3450 FAX 03(6777)3470
<https://www.zeiken.co.jp>